

(表紙)

下呂市森林整備計画
変更計画

下呂市森林整備計画 変更計画書

計画期間

自 令和 4年 4月 1日
至 令和14年 3月31日

岐阜県
下呂市

令和5年3月31日変更
下呂市告示第 号

岐阜県下呂市

森林法第10条の6第3項の規定に基づき、下呂市森林整備計画を次のように変更します。
本変更計画書では変更のあった事項のみ記述し、その他の事項は現計画書のとおりとします。
なお、変更計画の施行日は令和5年4月1日とします。

下呂市森林整備計画の一部変更

目次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- 1 森林整備の現状と課題
- 2 森林整備の基本方針
- 3 (略)

II 森林の整備に関する事項

第1 (略)

第2 造林に関する事項

- 1 (略)
- 2 天然更新に関する事項
- 3 (略)

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

5 その他造林について必要な事項

第3 (略)

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- 1 (略)
- 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法 公益的機能別施業森林
- 3 (略)

第5 森林配置計画の将来目標区分に関する事項

- 1 (略)
- 2 将来目標区分の設定に関する基準
- 3 (略)
- 4 (略)
- 5 (略)

第6 (略)

第7 (略)

第8 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 (略)
- 2 (略)
- 3 作業路網の整備に関する事項
- 4 (略)

第9 (略)

III ~IV (略)

V その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- 2 (略)
- 3 (略)
- 4 (略)
- 5 (略)
- 6 (略)
- 7 (略)

VI 付属資料

1 (略)

2 別表

3 (略)

Ⅰ 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

下呂市は、総土地面積の約92%を森林が占めており、その内訳は以下のとおりです。

現在の森林を取り巻く状況は、長期にわたる木材価格の低迷、林業従事者の高齢化、境界不明確な山林の発現等により間伐等の必要な手入れや木材利用が低下していること、自然条件の変化から森林の多面的な機能が低下し、災害発生等の生活環境への影響が懸念されます。こうした中、木材を効率が安定的に生産し有効利用することで林業・木材産業の活性化を促すこと、生命と財産に関わる災害に強い森林づくりの推進が課題となっています。

区 分	面 積	備 考
総 土 地 面 積	85,121ha	
森 林 面 積	<u>78,370ha</u>	森林率：92%
国 有 林 面 積	<u>22,846ha</u>	
民 有 林 面 積	55,523ha	
対 象 民 有 林	55,408ha	
う ち 人 工 林 面 積	33,468ha	民有林の人工林率：60%
天 然 林 面 積	20,738ha	
そ の 他 面 積	1,202ha	
対 象 外 民 有 林	116ha	

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

地域の目指すべき森林資源の姿は、飛騨川地域森林計画においては、これまで森林の有する多面的機能に応じて区分別に定められているところです。

一方、岐阜県森林づくり基本条例に基づき県が策定する「第3期岐阜県森林づくり基本計画」において、100年先に向けて望ましい森林の姿を示す『森林配置計画』が策定され、本県の気候や地形などの自然条件、生物多様性や資源量等の諸条件による理想的な森林の姿が明確になりました。「第4期岐阜県森林づくり基本計画」では、災害に強い循環型の森林づくりを進めるため、森林配置計画に沿った施業指針の策定と普及・啓発を進めるとともに、森林所有者が樹種や施業体系を選択し、多様な森林づくりに取り組むための仕組みづくりを進めます。また、持続可能な森林づくりや二酸化炭素吸収源として重要な課題である、再造林・保育対策を進めることとされています。

下呂市では令和4年度に新たに「下呂市森林づくり基本計画」を策定し、令和5年4月から10年間を計画期間として、今後の下呂市の森林・林業施策の方向性を示しました。この計画では「100年先を見すえた『温故創新の森林づくり』」を基本理念に、「森林を守り育てる街『下呂』」・「木を活かす街『下呂』」・「森を知り、森を活かす街『下呂』」を基本方針として、23項目の具体的施策に取り組むこととしています。

本計画では、飛騨川地域森林計画に則して、大まかなエリアの森林づくりの目標である「将

来目標区分」と個別の森林において重視すべき機能である「森林機能区分」について、区分間の調整を図りつつそれぞれ設定することとします。また、各機能に応じた対象とすべき森林及び望ましい姿は、表Ⅰ-1-2-1のとおりです。

(略)

(2) (略)

3 (略)

Ⅱ 森林の整備に関する事項

第1 (略)

第2 造林に関する事項

1 (略)

2 天然更新に関する事項

(1)・(2) (略)

(3) 更新樹種

更新樹種は、高木性種とします。そのうち主な樹種は表Ⅱ-2-2-1のとおりとします。

表Ⅱ-2-2-1 主な更新樹種

[飛騨川森林計画区]

天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ類、 <u>コウヨウザン</u> 、マツ類、カラマツ、モミ類、ツガ類、シイ類、カシ類、ブナ類、ナラ類、クリ、サクラ類、カンバ類、シデ類、ハンノキ類、クルミ類、カエデ類、ケヤキ、トチノキ、カツラ、ホオノキ、ミズキ、ハリギリ、 <u>アカメガシワ</u> 、 <u>カラスザンショウ</u> 等の将来その林分において高木になりうる樹種（以下「高木性樹種」という）
ぼう芽による更新が可能な樹種	<u>コウヨウザン</u> 、シイ類、カシ類、ブナ類、ナラ類、クリ、サクラ類、シデ類、カエデ類、ケヤキ、ホオノキ等

※「ぼう芽による更新が可能な樹種」欄にあるものであっても、更新が完了していない若齢な広葉樹林や大径化した広葉樹二次林(根本直径40cm以上、おおむね80年生以上)は、ぼう芽による更新が困難な樹種として取り扱い、更新樹種には含めないものとする。

※更新樹種のうち、〇〇類と表示しているものの詳細は、Ⅵ付属資料2別表5を参照。

(4)～(6) (略)

(7) 天然更新すべき立木の本数に満たない場合の対応

更新調査の結果、更新樹種の成立本数が、天然更新すべき立木の本数に満たない場合、市(町村)長は造林者に対して、表Ⅱ-2-2-6により速やかに植栽または天然更新補助作業のいずれかを実施するよう指導するとともに、伐採を終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに、前項に準じて再度の更新調査を行うものとします。

表Ⅱ-2-2-6 天然更新すべき立木の本数に満たない場合の対応

基準の稚樹高未満となる更新稚樹を含めた立木度が3以上の場合	<u>表Ⅱ-2-2-3に示す</u> 稚樹高未満の更新稚樹を含めることによって立木度が3以上となる場合には「天然更新補助作業」の実施を指導する。
基準の稚樹高未満となる更新稚樹を含めた立木度が3未満となる場合	<u>表Ⅱ-2-2-3に示す</u> 稚樹高未満の更新稚樹を含めた場合であっても立木度が3未満となる場合には「植栽」もしくは「植込み」の実施を指導する。「植栽」による場合については、本計画における「人工造林に関する事項」に準じて実施するよう指導する。
その他	下呂市長の判断により、必要と認められる場合には、上記によらず適宜必要な更新作業等の実施を指導できるものとする。

3 (略)

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林すべき旨の命令の基準については、次のとおりとします。

- (1) (略)
- (2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数
表Ⅱ-2-2-4によるものとします。

5 その他造林について必要な事項

事業対象地域及びその周辺に分布、生育する樹種は、一般に気象条件に適合した樹種と見なすことができますが、土壌条件や水分条件は植栽予定地と周辺とで必ずしも一致するとは限らないので注意が必要です。

育成複層林において下層木植栽を行う場合は、耐陰性の高い樹種（陰樹）や品種を選択するよう努めます。

第3 (略)

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 (略)

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域につ

いて設定します。このうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件等を勘案し、森林の一体性も踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域を設定します。

特に効率的な施業が可能な森林の区域は、原則として第5「森林配置計画の将来目標区分に関する事項」において設定する「木材生産林」の区域内において設定するものとします。

なお、これらの区域が公益的機能別施業森林の区域と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないよう定めるものとします。

それぞれの森林の区域については、VI付属資料2別表1により定めるものとします。

(2) (略)

3 (略)

第5 森林配置計画の将来目標区分に関する事項

1 (略)

2 将来目標区分の設定に関する基準

将来目標区分は、以下の基準に基づき設定します。

(1) (略)

① 客観的指標による木材生産適地の抽出

県が整備する森林簿データを用いて、図II-5-2-1に示す条件および手順によりあてはめる林小班を木材生産適地として抽出します。

(略)

(2) ~ (4) (略)

3 ~ 5 (略)

第6 ~ 第7 (略)

第8 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

(略)

1・2 (略)

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 作業路網の規格・構造についての基本的な考え方

適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から、岐阜県林道設計指針、岐阜県林業専用道作
設指針、岐阜県森林作業道作設指針に則り開設します。

(2) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の整備計画

(略)

イ 基幹路網の維持管理に関する事項

基幹路網の整備計画については、表Ⅱ-8-3-1のとおりです。

表Ⅱ-8-3-1 基幹路網の整備計画

単位(開設、舗装：m、改良：箇所)

開設/拡張	種類	区分	位置	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	うち前半 5年分	対図番号	備考
開設	自動車道		萩原	馬瀬・萩原線	3,700	3,741		下呂市-1-開設	
開設	自動車道	指定林道	萩原	下呂～萩原線	2,500	5,088		下呂市-2-開設	
開設	自動車道	指定林道	萩原	下呂～萩原線	500	5,088	○	下呂市-3-開設	
開設	自動車道		小坂	榎谷線	1,800	3,103		下呂市-4-開設	
開設	自動車道	指定林道	金山	坂本～弓掛線	2,000	294		下呂市-5-開設	
開設	自動車道		馬瀬	馬瀬・萩原線	8,700	3,741	○	下呂市-6-開設	
開設	自動車道	指定林道	萩原	八幡・高山線	5,600	3,741		下呂市-7-開設	
開設	自動車道	指定林道、林業専用道	金山	信濃柿線	2,100	255		下呂市-8-開設	
開設	自動車道	指定林道、林業専用道	下呂	大岩線	2,400	250		下呂市-8-開設	
開設	自動車道	指定林道、林業専用道	金山	信濃柿線	2,100	255	○	下呂市-8-開設	
開設	自動車道	指定林道	萩原	八幡・高山線	5,600	3,741	○	下呂市-9-開設	
			前期		4	16,900			
			後期		7	20,100			
計					11	37,000			
拡張(改良)	自動車道		萩原	蓮坂線	5	686		下呂市-1-改良	
拡張(改良)	自動車道		萩原	足谷～高手洞線	5	343		下呂市-2-改良	
拡張(改良)	自動車道		小坂	榎谷線	5	3,103		下呂市-3-改良	
拡張(改良)	自動車道		小坂	古子線	1	168		下呂市-4-改良	
拡張(改良)	自動車道		小坂	榎谷線	5	3,103	○	下呂市-5-改良	
拡張(改良)	自動車道		下呂	下呂～萩原線	5	5,088		下呂市-6-改良	
拡張(改良)	自動車道		下呂	下呂～小坂線	5	3,957	○	下呂市-7-改良	
拡張(改良)	自動車道		下呂	大林線	1	144	○	下呂市-8-改良	
拡張(改良)	自動車道		金山	和佐道線	1	144	○	下呂市-9-改良	
拡張(改良)	自動車道		馬瀬	上栗原線	1	126		下呂市-10-改良	
拡張(改良)	自動車道		馬瀬	室島線	1	122	○	下呂市-11-改良	
拡張(改良)	自動車道		小坂	島ヶ谷線	1	89		下呂市-12-改良	
拡張(改良)	自動車道		馬瀬	八幡・高山線	1	3,741		下呂市-13-改良	
拡張(改良)	自動車道		萩原	桜洞線	1	887		下呂市-14-改良	
拡張(改良)	自動車道		馬瀬	坂本～弓掛線	3	294		下呂市-15-改良	
拡張(改良)	自動車道		金山	奥山～厚波線	1	634		下呂市-16-改良	
拡張(改良)	自動車道		下呂	下呂～小坂線	1	3,957		下呂市-17-改良	
拡張(改良)	自動車道		小坂	大念仏線	1	175		下呂市-18-改良	
拡張(改良)	自動車道		下呂	焼山線	1	169		下呂市-19-改良	
拡張(改良)	自動車道		小坂	一ノ谷線	1	247		下呂市-20-改良	
拡張(改良)	自動車道		萩原	芦谷線	2	182		下呂市-21-改良	
拡張(改良)	自動車道		金山	久保洞線	1	70		下呂市-22-改良	

拡張(改良)	自動車道		下呂	久野川～夏焼線	1	190		下呂市-23-改良	
拡張(改良)	自動車道		下呂	樽尾線	1	124		下呂市-24-改良	
拡張(改良)	自動車道		金山	鹿通線	5	52		下呂市-25-改良	
拡張(改良)	自動車道		小坂	松倉線	1	416		下呂市-26-改良	
拡張(改良)	自動車道		下呂	出水線	1	223		下呂市-27-改良	
拡張(改良)	自動車道		萩原	樋口洞線	2	95		下呂市-28-改良	
拡張(改良)	自動車道		小坂	高天ヶ原線	4	144	○	下呂市-29-改良	
拡張(改良)	自動車道		下呂	不動洞線	1	85	○	下呂市-30-改良	
拡張(改良)	自動車道		小坂	大念仏線	1	175	○	下呂市-18-改良	
拡張(改良)	自動車道		下呂	芦谷線	1	182	○	下呂市-21-改良	
拡張(改良)	自動車道		下呂	下呂～萩原線	2	5,088	○	下呂市-6-改良	
拡張(改良)	自動車道		金山	岩屋～保井戸線	1	587	○	下呂市-31-改良	
拡張(改良)	自動車道		金山	厚曾線	2	426	○	下呂市-32-改良	
拡張(改良)	自動車道		萩原	足谷～高手洞線	1	343	○	下呂市-2-改良	
拡張(改良)	自動車道		小坂	長瀬線	2	125	○	下呂市-33-改良	
拡張(改良)	自動車道		下呂	住吉支線	2	55	○	下呂市-34-改良	
拡張(改良)	自動車道		下呂	宮谷線	1	118	○	下呂市-35-改良	
			前期		16	31			
			後期		23	47			
計					39	78			
拡張(舗装)	自動車道		萩原	羽根洞線	100	144		下呂市-1-舗装	
拡張(舗装)	自動車道		萩原	根越線	200	157	○	下呂市-2-舗装	
拡張(舗装)	自動車道		小坂	ジャコウ線	700	75	○	下呂市-3-舗装	
拡張(舗装)	自動車道		下呂	小洞線	500	29	○	下呂市-4-舗装	
拡張(舗装)	自動車道		下呂	水沢線	1,000	209		下呂市-5-舗装	
拡張(舗装)	自動車道		下呂	穴手洞線	1,000	73		下呂市-6-舗装	
拡張(舗装)	自動車道		下呂	下呂支線線	500	103	○	下呂市-7-舗装	
拡張(舗装)	自動車道		下呂	長洞線	1,000	144	○	下呂市-8-舗装	
拡張(舗装)	自動車道		金山	坂本～弓掛線	900	294		下呂市-9-舗装	
拡張(舗装)	自動車道		金山	厚曾線	200	423		下呂市-10-舗装	
拡張(舗装)	自動車道		馬瀬	大畑平線	100	334	○	下呂市-11-舗装	
拡張(舗装)	自動車道		金山	飛驒谷線	800	774		下呂市-12-舗装	
拡張(舗装)	自動車道		金山	月本線	1,500	72		下呂市-13-舗装	
拡張(舗装)	自動車道		下呂	大洞線	200	174		下呂市-14-舗装	
拡張(舗装)	自動車道		馬瀬	若佐洞線	150	169		下呂市-15-舗装	
拡張(舗装)	自動車道		下呂	下呂～萩原線	200	5,088		下呂市-16-舗装	
拡張(舗装)	自動車道		下呂	水沢線	2,100	209	○	下呂市-5-舗装	
			前期		7	5,100			
			後期		10	6,050			
計					17	11,150			

※位置については、概要図にて図示する。

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林所整~~整~~第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理します。

(3) 細部路網の作設に係る留意点

ア 細部路網の整備計画

① 計画上の留意事項

森林作業道の開設は、必要最小限度の開設となるように、将来の利用を想定した計画的な路網配置及び必要十分な規格となるように努めるとともに、路網の位置、作設工法及び残土の処理等にあたり林地の保全に支障のないよう次のとおり配慮し、災害に強く低コストでかつ安全に走行できる道づくりを促進します。

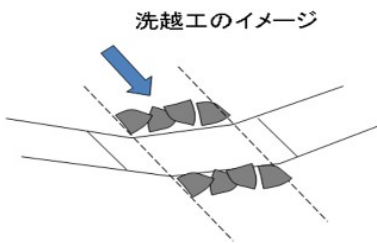
- ・森林作業道の開設にあたっては、間伐をはじめとする森林整備、木材生産のために継続的な使用に耐えられるよう、地形に沿った線形で堅固な土構造を基本とし、作設費用を抑えつつ、丈夫で利用しやすい構造となるよう配慮します。
- ・森林作業道の配置にあたっては、図面と現地踏査により、伐採現場の地形、地質、湧水、地割れの有無等をよく確かめることとします。また、集材方法や使用機械に応じた必要最小限の無理のない配置計画とします。
- ・崩壊地、崖錐地、急傾斜地など地形・地質条件が悪く、崩壊の危険が大きい箇所及び人家や水源地等重要な保全対象が直下にある場所では、路網や土場の設置を避けることを基本とします。

② 施工上の留意事項

- ・施工開始後も土質や水の流れの状態には十分に注意を払い、路網がより良いものとなるよう必要に応じて計画の変更を行うこととします。
- ・森林作業道開設にあたっては、特に表Ⅱ-8-3-2の事項に配慮します。

表Ⅱ-8-3-2 森林作業道開設にあたって配慮すべき事項

区分	配慮すべき事項
路網	谷川を横断する箇所ができるだけ少なくなるように配置する。 横断する場合は、谷川の勾配が緩く、両岸にゆとりがある場所を選定する。
切土	できる限り低く（1.5m程度までが望ましい）するとともに、土質に応じた適正な勾配で切り取る。
盛土	<p>「段切り」や「締固め」を行う <u>とともに、法令や盛土高さに対応したのり面勾配で施工する。</u> 急斜面では構造物を設置するなど安定を図る。</p>

<p><u>小溪流の横断</u></p>	<p>管渠は豪雨や維持管理不足等により土石や流木等が詰まりやすく、結果として路体の流出・崩壊や土石流の原因となる事例が多いため、小溪流の横断には、原則として洗越工を施工する。</p>	
<p>路面水の処理</p>	<p><u>路面の縦断勾配、路面水が流れる区間の延長等を考慮して、路面水がまとまった流量にならない間隔で横断排水溝を設置する。</u> <u>排水する箇所は、できる限り尾根などの安定した場所を選ぶとともに、縦断勾配を波形勾配（常水のない谷部で上げて安定した尾根部で下げる）とすることにより分散排水を心がける。</u></p>	
<p>残土処理</p>	<p><u>残土処理においても、盛土の施工と同様に段切りにより安定した基盤をつくった上で締固めを行うとともに土砂流出防止の措置をとる等、適正に処理する。また残土場は谷筋ではなく、安定した地山の箇所とする。</u></p>	

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道を長く使用していくため、施設管理者は直接施業に使用していない時も定期的に点検を行い、必要に応じ補修を行うなど適切な維持管理に努めます。

4 (略)

第9 (略)

Ⅲ～Ⅳ (略)

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) (略)

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域は、表V-1-1-1のとおりです。

指定については、路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められるものとして定めるものであることから、大規模な尾根筋や河川等の地形、人工林等の森林資源の状況、公道も含めた路網の整備の状況及び森林の所有・管理形態の状況等を踏まえ、造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができるまとまりのある森林の範囲について、隣接する10～30個の林班の規模を目安として、地域の実情を総合的に勘案して行うものとします。

表V-1-1-1 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区域名	林班	区域面積 (ha)
-----	----	-----------

萩原町四美①	旧萩原町 72～74	120.13
金山町戸部	旧金山町 152～153	<u>130.95</u>
萩原町四美②	<u>旧萩原町 76～78</u>	<u>167.83</u>
野尻	<u>旧下呂町 108～115</u>	<u>380.22</u>
萩原町西上田	<u>旧萩原町 10～13</u>	<u>308.32</u>
小坂町長瀬	<u>旧小坂町 61</u>	<u>45.79</u>
野尻・御厩野	<u>旧下呂町 93～100</u>	<u>477.12</u>
金山町菅田①	<u>旧金山町 47～48</u>	<u>124.68</u>
馬瀬中切	<u>旧馬瀬村 70～74</u>	<u>266.10</u>
幸田・少ヶ野	<u>旧下呂町 17～20</u>	<u>181.39</u>
夏焼	<u>旧下呂町 130～131</u>	<u>105.18</u>
門和佐	<u>旧下呂町 170～171</u>	<u>118.25</u>
萩原町大ヶ洞	<u>旧萩原町 138～140</u>	<u>130.44</u>
萩原町桜洞	<u>旧萩原町 168～169</u>	<u>95.95</u>
金山町菅田②	<u>旧金山町 20～21</u>	<u>73.02</u>

2～7 (略)

VI 付属資料

1 (略)

2 別表

【別表1】～【別表5】 (略)

【別表6】森林配置計画における将来目標区分の区域

(集計表)

区 分	面積 (ha)
木材生産林	<u>20,940.66</u>
環境保全林	<u>34,467.09</u>
観光景観林	
生活保全林	2,454.52

市町村	林班	森 林 の 将 来 目 標 区 分	備 考

		木材生産林	環境保全林	観光景観林	生活保全林	
下呂市	別表のとおり					

※ “○” は各区分に設定することの合意形成が得られたことを示す。

※備考欄の記載事項は以下のとおりである。

独自基準1：表Ⅱ-5-2-1による判定後、下呂市が独自に設けた基準1により、区分が変更となった林班

独自基準2：表Ⅱ-5-2-1による判定後、下呂市が独自に設けた基準2により、区分が変更となった林班

：

3 (略)